

政府からのお知らせ

自動車の税金に 特例があります。



還付や免税といった特例があります。

震災で使えなくなった自動車等(被災自動車)

- 既に納付をした自動車重量税については、車検残存期間に応じて還付されます。抹消登録など所要の手続きをしましょう。

被災自動車から買い換えた自動車

- 最初に受ける車検証交付時の自動車重量税については、免除されます(平成26年4月末まで)。
- 自動車取得税については、平成25年度末までに購入した場合には免除されます。
- 自動車税、軽自動車税は、平成23~25年度分は免除されます。

▶ 津波被害等で 使用不能・所在不明となった自動車について ～手続きはお済みですか？～

自動車重量税(国税)の車検残存期間に応じた還付

手続き 運輸支局または軽自動車検査協会では自動車の抹消登録などの手続きを行う際に、還付申請を行う必要があります。期限は平成25年3月31日です。
※自動車販売店等による代理手続きも、ご自身による手続きも可能です。

●平成23年度分の自動車税・軽自動車税(地方税)は課されません

※仮に納税通知書が送られてきた場合には、被災時にお住まいだった都道府県税事務所(自動車税)、市町村の担当課(軽自動車税)にお問い合わせください。



▶ 被災した自動車から買い換えた自動車について ～免税を受けるための手続きを確認しておきましょう～

1 自動車重量税(国税)の免除

手続き 最初に受ける車検証交付の手続きの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出る必要があります。期限は平成26年4月30日です。
※自動車販売店等に代理手続きを依頼する際には、届け出てもらうよう確認しましょう。

2 自動車取得税(地方税)の非課税—平成26年3月31日までに買い換えた場合

3 平成23年度から25年度の自動車税・軽自動車税(地方税)の非課税

手続き 買い換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県税事務所(軽自動車は市町村の担当課)に非課税申請を行う必要があります。
※自動車販売店等に代理手続きを依頼する際には、主たる定置場の所在地の役所に申請してもらうよう確認しましょう。